

集団回収事業のてびき(令和5年度)

生活が豊かになるにつれて消費が増えるとともに、ごみも増え続けてきました。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の生活を見直し、限りある地球資源を大切にしましょう。集団回収事業は『資源となるごみ』を、リサイクルして有効利用する代表的な方法のひとつです。

☆集団回収とは？

自治会、老人会、子供会、PTA 等で地域の自主活動として、各家庭から出る紙類、金属類、生びん、布類等を一定の日に一定の場所に集め、回収業者に引渡します。

地域団体の皆さんの協力のもと、ごみを減らして、資源として生かし、また地域のコミュニティの場としても役立つ活動が集団回収です。

たとえば古紙 1 t をリサイクルすると直径 14 cm 高さ 8 m の立木 20 本から作られるパルプの量と同じ資源に相当します。皆さんで環境保全に協力しましょう。

☆江戸崎地方衛生土木組合からの積極的サポート

江戸崎地方衛生土木組合では、皆さんの集団回収を円滑にすすめるため、「江戸崎地方衛生土木組合資源物集団回収事業補助金交付要綱」を定め、補助金交付による実施団体への支援を行っています。

☆補助金交付を受けるには？

●実施団体は、毎年団体登録が必要です。

自治会、老人会、子供会、PTA などの営利を目的としない地域住民団体が、集団回収を実施するためには、まず江戸崎地方衛生土木組合に団体登録してから回収活動を実施してください。また、登録の際には、補助金を受け取るための預金口座をお知らせください。

(現金での直接払いはご遠慮いただいております。)

【提出書類】 ◎集団回収事業実施団体登録申請書(様式第1号)

◎振込先の通帳のコピー

(郵便局の場合は、ゆうちょ銀行で登録したものに限りま)

●回収活動実績を報告してください。

皆さんが収集した資源ごみは、実施団体が契約した買上げ業者が買取します。その際に業者から買上げ伝票が発行されますので、その伝票を添付し、江戸崎地方衛生土木組合に報告してください。

※9月に申請できるものについては、補助金申請の前期分で申請願います。

(年度末にまとめて申請するのはご遠慮ください。)

※提出書類は、江戸崎地方衛生土木組合、稲敷市役所(廃棄物対策室・東支所・新利根公民館・桜川公民館)、美浦村役場(生活安全課)にて受付いたします。

【提出書類】 ◎集団回収事業補助金交付申請書(様式第3号)

◎資源物回収実績報告書(様式第4号)

◎資源物回収業者発行の買上传票原本(コピー不可)

●実績に応じて補助金を交付します。

登録申請書を基本に実施した団体には、以下の基準で算出した補助金を交付します。

$$\boxed{\text{補 助 金}} = \boxed{\text{回 収 量 (kg)}} \times \boxed{\text{5 円}}$$

【申請書の提出期限と振込日】

	申請書提出期限	補助金振込予定日
前 期	9月 5日	9月末日
後 期	3月 5日	3月末日
最 終	4月 5日	4月末日

- ※ 年度を越えた買上傳票は受領できませんので、必ず4月5日までには、補助金交付申請書を提出してください。提出書類等に不都合があり、4月5日までに提出できない場合は、江戸崎地方衛生土木組合の担当まで必ず連絡をお願いします。
なお、最終申請日が4月1日以降になる場合は、必ず3月31日付での申請をお願いいたします。

○その他

- ・ 集団回収を実施する日は、業者（別紙買取業者）と事前に打合せの上、決めてください。
- ・ 補助金交付申請書等の用紙は、江戸崎地方衛生土木組合、稲敷市役所（廃棄物対策室・東支所・新利根公民館・桜川公民館）、美浦村役場（生活安全課）にあります。また、インターネットをご利用の方は、江戸崎地方衛生土木組合ホームページからダウンロードしてください。
- ・ 代表者等を変更した場合は、集団回収申請書類一式を新しい担当者へお渡しください。
- ・ 実施回数、実施人数等で実施要件に満たない団体でも、内容によっては対象となる場合がありますので、江戸崎地方衛生土木組合へご相談願います。

<お問い合わせ>

基本的内容の問い合わせは、江戸崎地方衛生土木組合になりますが、お住まいのある自治体でも手続きについてご説明しております。お気軽にご相談ください。

江戸崎地方衛生土木組合 施設政策課
029-892-2841（代）
稲敷市役所 廃棄物対策室
029-892-2000（代）
美浦村役場 生活安全課
029-885-0340（代）